

# 聖徳皇子伝承像：片岡山飢人説話と龍田山死人挽歌

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1984-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1594">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1594</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 聖徳皇子伝承像

——片岡山飢人説話と龍田山死人挽歌——

川上富吉

一、はじめに

聖徳皇子の作として、『万葉集』に収められているのは、巻第三の挽歌部の冒頭にある、

上宮聖徳皇子、かみつみやしやうどのみこ 竹原井に出遊でましし時に、たつたぎま 龍田山の死人を見て悲傷びて作りましし御歌一首

小磐田宮に天の下  
治めたまひしは尊御食炊屋姫天皇なり。讞は額田、謚は推古

家いへにあれば 妹いもが手まかむ 草枕くさまくら 旅いに臥ふやせる この旅人なひとあはれ(3・四一五)

の一首のみである。この作は、『日本書紀』の推古天皇二十一(613)年条に、

十二月しはすの庚午かのえまの朔つひに、皇太子ひつぎのみこ、片岡かたがに遊行いでます。時に飢者うたるひと、道みちの垂ほりに臥ふせり。仍よりて姓名かねなを問とひたまふ。而よる

聖徳皇子伝承像

に言さず。皇太子、視して飲食與へたまふ。即ち衣裳を脱ぎたまひて、飢者に覆ひて言はく、「安に臥せれ」とのたまふ。則ち歌ひて曰はく、

しなてる 片岡山に 飯に飢て 臥せる その旅人あはれ 親無しに 汝生りけめや さす竹の 君はや無き  
飯に飢て 臥せる その旅人あはれ (紀一〇四)

とのたまふ。辛未に、皇太子、使を遣して飢者を視しめたまふ。使者、還り来て曰さく、「飢者、既に死りぬ」とまうす。爰に皇太子、大きに悲びたまふ。則ち因りて當の處に葬め埋ましむ。墓固封む。數日之後、皇太子、近く習る者を召して、謂りて曰はく、「先の日に道に臥して飢者、其れ凡人に非じ。必ず真人ならむ」とのたまひて、使を遣して視しむ。是に、使者、還り来て曰さく、「墓所に到りて視れば、封め埋みしところ動かす。乃ち開きて見れば、屍骨既に空しくなりたり。唯衣服をのみ疊みて棺の上に置けり」とまうす。是に、皇太子、復使者を返して、其の衣を取らしめたまふ。常の如く且服る。時の人、大きに異びて曰はく、「聖の聖を知ること、其れ實なるかな」といひて、逾惶る。

とある飢人説話の歌謡(紀一〇四)から出たものであり、そのいづれも聖德皇子の自作ではなく、後人によって仮託された伝承歌であるとみるのが定説化している。「一事二伝」とは言え、二書における聖德皇子の伝承像は一読して明らかのように、『日本書紀』における、「片岡山飢人説話」と『万葉集』における「龍田山死人挽歌」とでは、その伝承像が異なっているが、その点について、歴史的状況とのかかわりを通して、古代の文芸の形成と展開についていささかの私見を述べてみたい。

二、行路の「飢人・死人」について

『日本書紀』の推古紀には、聖德皇子薨後の記録であるが、三十一（623）年条に、

春より秋に至るまでに、霖雨して大きに水あり。五穀登らず。

と凶作の記述があり、三十四（626）年条には、

是歲、三月より七月に至るまでに、霖雨ふる。天下、大きに飢う。老は草の根を噉ひて、道の垂に死ぬ。幼は乳を含みて、母子共に死ぬ。又強盜竊盜、並に大きに起りて、止むべからず。

と大飢饉の記述があり、三十六（628）年九月二十日条の遺詔には、

比年、五穀登らず。百姓大きに飢う。其れ朕が爲に陵を興て厚く葬ること勿便に竹田皇子の陵に葬るべし。

とあって、数年来の不凶による大飢饉について言及していることからみて、推古朝にあっては、「飢人・死人」の状況は例年平常のことであったようである。

なお、『日本書紀』における「飢人・死人」に関する記述のまとまったものとして注目すべきものは、大化二（646）年

三月二十二日条の改新の詔の中に、いわゆる「薄葬令」として知られる部分に、

「夫れ葬は藏すなり。人の見ること得ざらむことを欲す」といへり、このごろ 殯者、我が民の貧しく絶しきこと、たくめ 專墓を營るに由れり。

とあつて、死体の手厚い埋葬の風習を改めて「尊卑の別」によつてその制を定めて、庶人について、

庶民亡なむ時には、地に收め埋めよ。其の帷帳の等には、かたびらかましろ 氈布を用ゐるべし。一日も停むること莫れ。凡そ王より以下、庶民に至るまでに、もがりやつく 殯營ること得ざれ。凡そ畿内より、もろもろ 諸の國等に及るまでに、ひとところ 一所に定めて、けがね 收め埋めしめ、とつむら 汚穢しく處處に散し埋むること得じ。

と定め、「殯」の禁止と、直ちに一定の場所（おそらく共同墓地）に埋葬させることを命じてはいるが、現実の常態はさうではなかつたのであろう。ちなみに、『養老令』をみるに、

凡そ鰥寡、孤独、貧窮、老疾の、じぞん 自存するに能はずは、こんしん 近親をしてしゆせう 收養せしめよ。若し近親無くは、ざり 坊里に付けて安あん 撫せしめよ。（戸令32）

凡そ死人有りて、姓名家屬を知らずは、ずいん 隨近の官司に經れてすい 推究せよ。當界に藏め埋んで、ぼう 勝を上うへ に立てて、其の形ぎやう 狀を畫か いて、とよら 以て家屬を訪はしめよ。（捕亡令6）

という規定があり、『統日本紀』の天平九（137）年五月十九日条の詔には、

五月<sup>十九</sup>壬辰。詔曰。四月以來、疫旱並行。田苗焦萎。由是祈禱山川。奠祭神祇。未得効驗。至今猶苦。朕以不德。實致<sup>ニ</sup>玆災。思<sup>下</sup>布寬仁。以救<sup>レ</sup>民患。宜<sup>下</sup>令<sup>下</sup>國郡。審錄<sup>ニ</sup>冤獄。掩<sup>レ</sup>骼埋<sup>レ</sup>齒。禁<sup>レ</sup>酒斷<sup>レ</sup>屠。高年之徒。鰥寡悼獨。及京内僧尼。男女臥<sup>レ</sup>疾不能<sup>レ</sup>自存<sup>一</sup>者。量<sup>加</sup>賑給<sup>一</sup>。

とあり、天平宝字七（763）年正月十五日条の詔にも、

戊午。詔曰。如聞。去<sup>スル</sup>天平寶字五年。五穀不<sup>レ</sup>登。飢斃<sup>スル</sup>者衆。宜<sup>下</sup>其<sup>下</sup>五年以前。公私<sup>ノ</sup>債負。貧窮<sup>ノ</sup>不堪<sup>レ</sup>備<sup>ニ</sup>償<sup>一</sup>公物<sup>一</sup>者。咸<sup>從</sup>原免<sup>一</sup>。私物<sup>一</sup>者除<sup>レ</sup>利收<sup>一</sup>本。

とあつて、「飢斃」する者が衆く、その死骸が埋葬されることもなく野ざらしになつていたことを知り得るのである。

なお、改新の詔には、続いて、行路往来者の飢人、死人に關して、

復、役<sup>つか</sup>はるる邊<sup>ほとりの</sup>畔<sup>の</sup>の民<sup>おほみ</sup>有<sup>り</sup>、事<sup>こと</sup>了<sup>はり</sup>りて郷<sup>かへ</sup>に還<sup>かへ</sup>る日に、忽<sup>に</sup>然<sup>に</sup>得<sup>やまひ</sup>疾<sup>ひ</sup>して、路<sup>みち</sup>頭<sup>の</sup>に臥<sup>し</sup>死<sup>し</sup>ぬ。是<sup>こゝ</sup>に、路<sup>みち</sup>頭<sup>の</sup>の家<sup>いへ</sup>、乃<sup>すなは</sup>ち謂<sup>かた</sup>りて曰<sup>い</sup>はく、「何<sup>なに</sup>の故<sup>ゆゑ</sup>か人をして餘<sup>あまた</sup>路<sup>みち</sup>に死<sup>し</sup>な<sup>し</sup>むる」といひて、因<sup>よ</sup>りて死<sup>し</sup>にたる者の友<sup>とも</sup>伴<sup>が</sup>を留<sup>とど</sup>めて、強<sup>あな</sup>に祓<sup>はら</sup>除<sup>は</sup>せしむ。是<sup>これ</sup>に由<sup>よ</sup>りて、兄<sup>あに</sup>路<sup>みち</sup>に臥<sup>し</sup>死<sup>し</sup>ぬと雖<sup>いふ</sup>も、其<sup>そ</sup>の弟<sup>あに</sup>收<sup>と</sup>めざる者多<sup>し</sup>。復、百<sup>おほ</sup>姓<sup>み</sup>有<sup>り</sup>て、河<sup>かは</sup>に溺<sup>おぼ</sup>れ死<sup>し</sup>ぬ。逢<sup>あ</sup>へたる者、乃<sup>すなは</sup>ち謂<sup>い</sup>ひて曰<sup>い</sup>はく、「何<sup>なに</sup>の故<sup>ゆゑ</sup>か我<sup>われ</sup>に溺<sup>おぼ</sup>れたる人を遇<sup>あ</sup>へしむる」といひて、因<sup>よ</sup>りて溺<sup>おぼ</sup>れたる者の友<sup>とも</sup>伴<sup>が</sup>を留<sup>とど</sup>めて、強<sup>あな</sup>に祓<sup>は</sup>

除せしむ。是に由りて、兄河に溺れ死ぬと雖も、其の弟救はざる者衆し。

とあつて、死人をけがれとして忌む風習と、その埋葬が十分でなかつたらしいことがわかる。ちなみに、『続日本紀』の和銅五(712)年正月十六日の詔には、

五年春正月乙酉。詔曰。諸國、役民。還郷之日。食糧絶乏。多饑道路。轉填溝壑。其類不少。國司等宜勤加撫養。量賑恤。如有死者。且加埋葬。錄其姓名。報本屬也。

とあつて、国司をして手厚く埋葬することを命じたが、これが『養老令』に、

如し路に在りて病患して、自勝するに能はずは、當界郡司、收りて村里に付けて安養せしめよ。仍りて醫療を加へ、并せて所由を勸問へ。具に貫屬注せよ。患損えむ日に、前所に移し送れ。(戸令32)

凡そ丁匠往來せむ、如し重患有りて、勝致に堪へずは、留めて隨便の郡里に付け、供給飲食せしめよ。差えむを待ちて發て遣れ。若し糧食無くは、即ち公糧給へ。(賦役令31)

凡そ丁匠役に赴きて身死なば、棺給へ。道に在りて亡しなば、所在の國司、官物を以て作りて給へ。並に路の次にして埋み覆めよ。牌立て、并せて本貫に告せよ。若し家人の來りて取る者無くは、焼け。人の迎へ接ること有らば、分明に付け領けしめよ。(賦役令32)

凡そ行軍の兵士以上、若し身病し、及び死ぬること有らば、行軍具に隨身の資財を録して、本郷の人に付けて將て還せ。其れ屍は、當處に焼き埋めよ。但し副將軍以上は、將て本土に還せ。(軍防令40)

凡そ防人、防に向ひ、及び番より還るに、道に在りて身患して、路遠くに堪へざること有らば、即ち側近の國郡に付けて、糧并せて医薬給ひて救ひ療せ。差えて行くに堪へむを待ちて、然らして後に發て遣れ。仍りて本貫及び前所に移せよ。其れ身死なば、便に隨ひて棺給ひて焼き埋めよ。若し資財有らば、兵部に申し送りて、將て本家に還さしめよ。(軍防令61)

という規定となつていくのであろうが、現実の常態は、『続日本紀』の天平宝字元(757)年十月六日条の詔に、

冬十月庚戌。勅曰。如聞。諸國庸調脚夫。事畢歸郷。路遠糧絶。又行旅病人無親恤養。欲免飢死。餽口假生。並辛苦途中。遂致横斃。朕念平此。深增憫矜。宜仰京國官司。量給糧食醫藥。勤加檢校。令達本郷。若有官人怠緩不行者。科違勅罪。

とあり、同じく天平宝字三(759)年五月九日条の勅に、

又勅曰。頃聞。至于三冬間。市邊多餓人。尋問其由。皆云。諸國調脚不得還郷。或因病憂苦。或无糧飢寒。朕竊念茲。情深矜愍。宜隨國大小。割出公廩。以爲常平倉。遂時貴賤。糶糶取利。普



救<sub>中</sub>還脚<sub>ノ</sub> 飢苦<sub>上</sub>。非<sub>ミ</sub>直<sub>ニ</sub> 霑<sub>ニ</sub> 外國<sub>ノ</sub> 民<sub>。</sub> 兼<sub>テ</sub>調<sub>ニ</sub> 京中<sub>ノ</sub> 穀<sub>ノ</sub> 價<sub>。</sub> 其<sub>ノ</sub> 東海。東山。北陸<sub>三</sub>道<sub>ハ</sub>。左平準署掌<sub>レ</sub>之<sub>。</sub> 山陰。山陽。  
南海。西海<sub>二</sub>道<sub>ハ</sub>。右<sub>ノ</sub> 平準署掌<sub>レ</sub>之<sub>。</sub>

八

とあって、その惨状の慢性化<sup>注2</sup>が知られるのである。

このような「飢人・死人」の歴史的状况を基盤にして『日本書紀』の「飢人説話」と『万葉集』の「死人挽歌」を比較してみる必要があると言えるのである。

### 三 飢人説話の展開

『万葉集』の完成年時は明らかではないが、有力な最終編者とされている大伴家持の死が、延暦四(786)年八月二十八日(『統紀』)であり、彼の製作年時の明らかな最終歌(20四五・一六)が天平宝字三(759)年正月一日であるから、天平宝字三年から延暦四年の間という推定になる。『日本書紀』の成立が、養老四(720)年五月(『統紀』)であり、『万葉集』の編者が『日本書紀』の影響を受けていることは、その巻一・二の左注に十八カ所にわたって引証<sup>注3</sup>していることによっても明らかである。また、巻三・四が巻一・二の追補の巻々であるという通説に従えば、巻三・四の編者も『日本書紀』を被見していたものと考えるのが妥当であるから、『万葉集』の「龍田山死人挽歌」は、『日本書紀』の「片岡山飢人説話」とのなんらかの関係を推定することはできるが、単純に、『書紀』の歌謡を基にして万葉の歌に変型改作されたものと見ることができ、『日本書紀』そのものが拠った原『太子伝』なるものの存在を推定してみることもできる。『日本書紀』以前に成立した『古事記』(和銅五(712)年にみえる聖德皇子の記事は、用明記に、

弟、橘豐日命、池邊宮に坐しまして、天の下治らしめすこと、參威なりき。此の天皇、稻目宿禰の大臣の女、意富藝多志比賣を娶して、生みませる御子、多米王。柱又庶妹間人穴太郎王を娶して、生みませる御子、上宮の厩戸豐聰耳命。次に久米王。次に植栗王。次に茨田王柱又當麻の倉首比呂の女、飯女之子を娶して、生みませる御子、當麻王。次に妹須賀志呂古郎女。此の天皇、丁未の年の四月十五日に崩りましき御陵は石寸の掖上に在りしを、後に科長の中の陵に遷しき。

と、その系譜記事がみえるのみで、「飢人説話」ないし類話さえもないのであるから、『古事記』からの影響は考えられない。また、『釈日本紀』・『聖徳太子平氏傳雜勘文』に引用された『上宮記』（藤原京以前の成立）が、最古の太子伝と考えられているが、二書に載せる逸文もまた系譜的記事のみであって、「飢人説話」はみあたらないのである。

現存諸太子伝の中で最も古い部類に属するものとみられている『上宮聖徳法王帝説』（大化元(645)年以後、和銅五(712)年に至る間に成立）にも「飢人説話」記事はない。

「飢人説話」が『日本書紀』以外に、最初に現れるのは、『七代記』（宝亀二(771)年敬明作）である。『七代記』(注4)には、

即位廿一年癸酉十二月、皇太子遊行於片岡、時飢者臥道垂、使問姓名、飢者不言、皇太子視之、與飲食、即脫衣裳覆飢者而言、安臥也、仍作歌之曰、

斯那提留夜可多乎可夜摩邇、伊比邇宇惠底、許夜世留他〔比〕等、阿波禮於奈夜志邇、奈禮奈利介米夜、佐須陀氣乃、岐彌波夜奈吉母、伊比邇宇惠天、許夜世留諸能多比等安波禮、

于時飢者蒙賜衣裳并歌、即奉和歌曰、

伊珂璫賀能、等美能乎何波能、多延婆許會、和賀於保吉美能 彌奈和須良延米

數日之後、皇太子遣使令視飢者、使人還來而曰、飢者既死、爰皇太子興悲哀心、則因以葬埋於當處、固封墓也、後皇

太子召近習者、謂之曰、先日臥于道飢者、其非凡夫、必眞人也、遣使令視、於是使者還來之曰、到於墓所而視之、封埋勿動、乃明以見、屍骨既空、唯衣服疊置棺上、於是皇太子更返使者、令取其衣、如常且服矣、時人太異之曰、聖之知聖、其實乎哉。彼飢者蓋是達摩歟

となつてゐる。太子の伝記に関しては、伝の末尾の分注に、「已上依日本記等略抄出其梗概耳」とあることからすれば、『日本書紀』と同じであるはずが、『日本書紀』にはない飢者の返歌を載せて問答体となつてゐることと、分注に「彼飢者蓋是達摩歟」とあることは注目すべきことである。飢者の返歌は『上宮聖德法皇帝説』には、太子薨時の巨勢三杖の挽歌三首中の一首と同じである。

弘仁九（818）年から十三（822）年に成立した『日本国現報善惡靈異記』には、上巻第四話中に、

皇太子 鴈イカレガの岡本の宮に居住しし時に、縁有りて宮より出で遊觀に幸行す。片岡の村の路の側に乞匄カタク人有りて、病を得て臥せり。太子見て、擧ミコソより下りて、俱ともに語りて問訊ひ、著たる衣を脱ぎ、病人に覆ひて幸行しき。遊觀既に訖セはりぬ。擧を返して幸行すに、脱ぎ覆ひし衣、木の枝に挂りて彼の乞匄無し。太子、衣を取りて著る。臣有り、白して曰はく「賤しき人に觸れて穢けがれたる衣、何の乏ともしびにか更に著る」といふ。太子詔りたまはく「佳シ、汝知ら不」とのたまふ。彼その乞匄人他處こところにして死ぬ。太子聞きて使を遣して殯かみし、岡本の村の法林寺の東北の角まに有る守部山もりべに墓を作りて收め、名づけて人木墓ひとぎのほと曰ふ。後に使を遣し看しむるに、墓の口開かずして、入れし人無く、唯歌ただを作り書きて墓の戸に立てたり。歌に曰はく、

鴈いの富がの小川の絶えばこそわが大君の御名忘れめ

使還りて狀さまを白す。太子聞き嘿然あはりて言は不。誠に知る、聖人ひじりは聖を知り、凡夫は知ら不。凡夫の肉眼げんには賤しき人

と見え、聖人の通眼げんには隱身いんじんと見ゆと。斯れ奇異マジックシキ事なり。

とあって、「飢者」が「乞句人」に、太子の問歌はなくて、「乞句人」の太子讚歌があり、この讚歌は、『上宮聖徳法王帝説』中の巨勢三枚の歌（『七代記』の飢者の歌）と同じである。<sup>注6</sup>この「飢者」が「乞句人」になっている点と、歌がその乞句人の詠であることは、「飢人説話」の流れの中で、万葉とはちがったもう一つの孤立した異伝注7であることに注目すべきである。延喜五（905）年に上撰した『古今和歌集』真名序に、

難波津なはづの什じふを天皇みかみに献たまじ、富緒川とよのがはの篇ひらを太子みこに報むかぜしが如ごときに至いたりては、或あるは事神異ことみことに閑あづかり、或あるは興幽きようゆう女に入いる。但し、上古の歌を見るに、多く古質の語を存したり。いまだ耳目みみの翫もてあそみとせず、徒ただに教誡ことの端はしたり。

とあって、「富緒川の篇を太子に報」じたと記す以上、太子との問答歌という認識があったのであろうか。『七代記』あるいはその先行文献である『明一傳』に伝える問答体の伝承が、すでに延喜五（905）年以前に存在していたことを示しているのであろう。

平安遷都（延暦十三（794）年）前後から『聖徳太子傳曆』（延喜十七（917）年成立）以前の成立といわれる『上宮聖徳太子傳補闕記』には、

四十六  
太子已卯年十一月十五日、巡看山西科長山本陵處、還向之時、即日申時、枉道入於片岡山邊道家、即有飢人臥道頭。去三丈許、太子之馬至此不進、雖鞭猶駐、太子自言、哀哀用音即下馬、舍人調使麻呂握取御杖、近飢人下臨而語之、可下可、伶伶、何爲人耶、如此而臥、即脫紫御袍覆其人身、賜歌曰、

科照、片岡山爾、飯爾飢天、居耶世屢、四字其旅人、可恰祖無爾、那禮二字成利來也、刺竹乃、君波也无母、飯爾

飢兵、居耶屢、其旅人可恰、此歌以振

起首進答曰、

斑鳩乃、富乃小川乃、絕者已曾、我王乃、御名忘也、米、

飢人之形、面長頭大、兩耳亦長、目細而長、開目而看、內有金光異人、太有奇相、亦其身太香、命麻呂曰、彼人香哉、麻呂啓太香、命曰、汝者壽可延長、飢人太子相語數十言、舍人等不知其意、了即死、太子大悲、即命厚葬、多賜歛物、造墓高大、時大臣馬子宿禰已下、王臣大夫等、咸奉譏曰、殿下雖大聖而有不能之事、道頭飢是卑賤者、何以下馬與彼語、亦賜詠歌、及其死無由厚葬、何能治大夫已下耶、太子召所譏大夫七人、命曰、卿等七人、往片岡山開墓看、七大夫等依命退往開墓、而有其屍棺內大香、所歛御衣并新賜彩帛等、帖在棺上、唯太子所賜紫袍者無、七大夫等看之、大奇嘆聖德、還來報命、太子日夜詠歌、慕戀飢人、即遣舍人取衣服而御之(如本)故、

とあつて、本書の卷頭に、

日本書紀、曆錄、四天王寺聖德王傳、具見行事奇異之狀、未盡委曲、憤々不尠、因斯畧訪耆舊、兼探古記、儼得調使膳臣等二家記、雖大抵同古書、而說有奇異、不可捨之、故錄之云爾。

とみえることから判断すれば、先行の太子伝には委曲が尽されていないから、古文献を探して、調使・膳臣の二家記を得て、これに拠つて委曲を尽した太子伝を編述したということがわかる。『日本書紀』以下、既述の諸書とは異つた「調使麻

「呂」なる人物が登場しており、片岡山説話は「調使家記」から出たものと推定(注8)されている。

延喜十七(917)年九月に書かれた『聖徳太子傳曆』には、

(朱四十二)

廿一年西冬十一月。太子奏。作掖上池。畝火池。和珥池。又自難波至京。始治大道。(こゝに同月十五日、その下に曆録日十二月の各註文あり)太子

命駕。巡看山西科長山本墓處。還向之時。即日申時。枉道入於片岡山邊道人家。即有飢人臥道頭。去三丈許。驪(鳥)駒此厠不進。太子加鞭。逡猶駐。太子自言。哀々音即下馬(白馬)舍人調子使。磨走進獻杖。太子

步近飢人之上臨(臨而)語之。可憐可憐。何爲人耶。於(加)此而臥。即脫紫御袍覆飢(其)人身。賜歌曰。

支那(科)照耶。片岡山邇飯邇飢而。臥其旅人。可憐。祖无邇汝成介米耶。刺竹之君速无母。飯飢而臥其旅人可

伶。(伶。是夷振歌也)

飢人起首。進答歌曰。曰。七代記云、飢人者、若逢摩致

斑鳩(怒鹿)之。富小河(川)之絶者社。我王之。御名者忘目。

飢人之形。面長頭大。兩耳(耳下)長。目細(細而)長。開目(且而見)內有金光。異於常(時)人。復(亦其)身軀(しん)太香。非人之所嗅(聞)。太子問(令)磨曰。彼人香否(不)。磨(麻邑)對曰(答磨)。太香。太子曰。汝磨者命可延長。

飢人與太子。相語數十言。舍人左右不識其意。還宮(宮之)後。遣使視之。使復啓(命)曰。飢人(者)既死去。

太子大悲。使厚葬埋。造墓高大。于時大臣馬子宿彌七大夫等皆譏(奉譏)曰。殿下聖徳難測。妙跡易迷。而道頭

飢人是卑賤者。何以下馬與彼相語。復賜詠歌。及其死也。无(無)狀厚葬(葬)。何以能治天下大夫已下之臣。

太子聞之(看)。即召七大夫譏者命曰。卿等(等六人)。宜往片岡。發墓看之。七大夫等受命。往開棺無有其

屍。棺内太香。所賜斂物彩帛等。帖在棺上。唯太子所賜紫袍者無(こゝに、曆録曰、衣裳帖置棺上、詔取三。其衣、自服如常、時人異之者之註文あり)。七大夫等看而大

奇之。(ナシ)深嘆聖徳不可思議。還向報命。太子日夕戀慕(慕戀)。常誦其歌。即遣舍人。取所斂衣服。而御之如

故。此年九月十五日。製<sub>ニ</sub>維摩經疏<sub>一</sub>竟。

とあつて、『上宮聖徳太子傳補闕記』と同様の伝承である。

永観二（984）年成立の『三寶繪詞』中巻第一話に、

ここに太子難波より京に歸りたまふに、片岡山の邊に飢多たる人臥せり。黒駒歩まずして止る。太子馬より下りたまひて語りたまふ。紫の御袍を脱ぎたまひてこの人に覆ひたまひて、歌ひて曰はく、

しなてるや片岡山に飯に飢多て臥せる旅人あはれ親なし

飢多人頭を擧げて返せる歌

斑鳩や富の緒川の絶えばこそわが大公の御名を忘れぬ

と云へり。太子宮に歸りたまひてこの人死ににけり。太子悲しびて葬り納めたまふ。時に大臣達この事を誹謗する人七人あり。太子この人々に示したまふ。「片岡に往きてその貌を見よ」と宣へば、往き到りて見れば、屍すでになし。棺の内はなはだ香し。みな驚き怪しむ。

とあつて、はじめで、短歌形式の問答体となっている。この一章は、『日本書紀』・『平氏撰聖徳太子傳』・『上宮記』・『日本靈異記』などを参考にして書かれたものであるが、簡潔にして要を得た説話構成となっており、後代の『今昔物語集』（保安元（1120）年以降の成立）巻十一に収める。

亦、太子また、たいし難波ヨリ京ニ歸給ニ、片岡山ノ邊、飢タル人臥セリ。乗給ヘル黒ノ少馬不歩シテ留ル。太子馬ヨリ下テ、此ノ

飢人ト談ヒ給うゑたるひと かつら したまひ、紫ノ御衣ヲ脱テ覆むらさき おほむそ給テ、歌ヲ給フ、

志したて太を三留耶かたを 加か太を乎か加や耶まに 伊い比ひ尔に字う惠ゑ三あて 布ふ世せ留る太た比ひ々び度と 阿あ和わ連れ於お耶や那な志し

其時ニ、飢人頭ヲ持上テ、返歌ヲ奉そのとき、うゑたるひとかしら もちあげ かへしたて ともちうら、

伊い加か留る加が耶や 度と美み乃の乎を加が波は乃の 太た衣え波は古こ曾そ 和わ加が乎を保ほ岐き美み乃の 美み奈な波は和わ須す礼れ女にょ

太子宮ニ返たし かりたまひ給テ後ニ、此ノ人死ケリ。太子悲たしかなしジ給テ、此ヲ令これ けりたまひ葬かたを給かツ。其時ノ大臣等、此ノ事ヲ不受シテ謗ル人、

七人有り。太子、此七人ヲ「召テ、宣ハク、「彼片岡山ニ行テ見ヨ」ト。然レバ、行テ見ルニ、屍無シ。棺ノ内甚くわん うちにはダ

馥かうバシ。是ヲ見テ、皆驚みなおどろキ怪あやしフ。

とほとんど同じである。『今昔物語集』は『三寶繪詞』に拠つたものと推定される。

寛弘二（1005）年成立の『拾遺和歌集』巻二十哀傷の部に、

聖徳太子高岡山辺道人の家におはしけるに、餓ゑたる人みちのほとりにふせり、太子ののりたまへる馬とどまり  
てゆかず、ぶちをあげてうちたまへどしりへしりぞきてとどまる、太子すなはち馬よりおりて、うゑたる人のも  
とにあゆみすすみたまひて、むらさきのうへの御ぞをぬぎてうゑ人のうへにおほひたまふ、うたをよみてのたま  
はく

しなてるやかたをか山にいひにうゑてふせるたび人あはれおやなし（20・一三五〇）

になれなれけめやさす竹のきみはやなきいひにうゑてこやせるたび人あはれあはれといふうたなり

うゑ人かしらをもたげて、御返しをたてまつる

いかるがやとみのを河のたえばこそわがおほきみのみなをわすれめ（20・一三五二）



とあって、『日本書紀』に見えた長歌の初めの部分を短歌一首として、以下を左注形成にして補つてある。

『俊頼髓腦』（永久二（1114）年成立）には、

しなてるやかたをかやまにいひにうゑてふせるたびびとあはれおやなし  
（拾遺 哀傷 一三五〇 聖徳太子）

返し

いかるがやとみのをがはのたえばこそわがおほきみのみなはわすれめ  
（新撰和歌髓腦 拾遺 哀傷 一三五二）

これは、文殊師利菩薩の飢人にかはりて、聖徳太子にたてまつり給へる御返しなり。河内の國に、斑鳩といふ所に、富の小川といへる川のほとりに、飢多たる人の臥したるをみて、あはれび給ひければ詠める。飢人は文殊なり。太子は救世観音なれば、みな御心のうちに知りかはして、詠ませ給ひけるにや。

とあって、「神仏の御歌なれば、反歌の例にしるし申しけるなり」と言っているから、定型の短歌の古い例として引用しているのである。

『袋草紙』（保元元（1156）年成立）には、「権化人歌」として、

聖徳太子、救世観音化身

シナテルヤカタヲカ山ニイヒニウヘテフセルタビ人アハレヲヤナシ

達磨和尚、文殊化身

イカルガヤトミノヲガハノタエバコソ我大君ノミナハワスレメ

是達磨餓人躰ヲ作テ伏ヲミテ、太子讀給返歌也。

とあって、『古今和歌集』真名序あたりからの神異化の延長線上にあって、『俊頼髓腦』とともに、詞書・左注などは極めて圧縮されて、歌が中心となっている。

以後、『古来風躰抄』・『釈日本紀』・『沙石集』・『元享釈書』その他に、飢人聖説話および尸解仙の神異説話の流れに<sup>注10</sup>つて継承されていく垂流のなかで、飢人説話を踏まえた唯一独創的な文芸世界を創始したのは、芭蕉の『野ざらし紀行』(貞享二(1685)年成立)中の、

富士(川)のほとりに行に、みつ計なる捨子の哀げに泣有。この川の早瀬にかけて、うき世の波をしのぐにたえず、露計の命を待まと捨置けむ。小萩がもとの秋の風、こよひやちるらん、あすやしほれんと、袂より喰物なげ  
てとをるに、

猿を聞人捨子に秋の風いかに

いかにぞや汝、ちゝに悪まれたるか、母にうとまれたるか。ちゝは汝を悪にあらじ、母は汝をうとむにあらじ。  
唯これ天にして、汝が性のつたなきをなけ。

という一章である。ここに、『日本書紀』を継承しながら、中世から近世への過渡期における俳諧ジャンルにおける庶民社会の実相を踏まえた独創性があり、それは、あたかも、奈良から平安への過渡期における『万葉集』の独創性と規を一つにする要素を認めることができるのではないだろうか。<sup>補注</sup>

## 四 「君親の恩」と「妹背の愛」

『日本書紀』と『万葉集』との大きな異同の第一は、歌の場面が「片岡山」(書紀)と「龍田山」(万葉)のちがいであり、第二に、歌いかけられる人物が「飢人」(書紀)と「死人」(万葉)のちがいであり、第三には、歌の「長歌形式」(書紀)と「短歌形式」(万葉)のちがいは勿論のことながら、その内容における「親無しに 汝生りけめや さす竹の 君はや無き」(書紀)と「妹が手まかむ」(万葉)のちがいである。

第一の問題点<sup>注11</sup> および、第二の問題点<sup>注12</sup>については後考に譲ることとして、第三の問題点について言及しておくことしよう。

岩波書店版日本古典文学大系本『日本書紀(下)』の頭注に、

お前は親無しで育ったのか、優しい恋人はいないのか。

と訳し、『万葉集』の歌については「単なる行路死者をあわれむ歌となっている」と評しているが、「さすたけの」という枕詞は、記紀両書にはここ一カ所のみの使用であるけれど、『万葉集』の用例では「皇子」(2一六七・2一九九)・「大宮・大宮人」(6九五五・一〇四七・一〇五〇・15三七五八)など宮廷にかかわる語にかかっていることからみて、「主君・主人」の意とするのが妥当である。とすると、『日本書紀』では、「飢人」を「親子」・「君臣(主従)」という儒教倫理の規範認識である縦の上下関係で捉えていることになり、『万葉集』では「死人」を家にあつてはたがいに手枕をまい

て共寝をする「妹背（夫婦）」という横の私的関係で捉えていることになっているのである。なお、「君・親」について、『日本書紀』の推古紀における記述をみてみると、

二年の春二月の丙寅の朔に、皇太子及び大臣に詔して、三寶を興し隆えしむ。是の時に、諸臣連等、各君親の恩の爲に、競ひて佛舎を造る。即ち是を寺と謂ふ。

とあって、「君親の恩」のために寺を造ったとある。このことは、『上宮聖徳太子傳補闕記』に、

（推古十四年）  
丙子年五月三日、天皇不余。太子立願、延天皇命、立諸寺家、即以平復、諸國國造伴造、亦各始誓立寺

とみえるし、ちなみに、孝徳紀大化五（649）年三月二十五日条に、蘇我倉山田石川麻呂が山田寺を造立した動機を、

夫れ人の臣たる者、安そ君に逆ふることを構へむ。何ぞ父に孝ふことを失はむ。凡そ、此の伽藍は、元より自身に造れるに非ず。天皇の奉爲に誓ひて作れるなり。

と語らせているのも関連があるであろう。

また、推古紀十二（644）年四月三日条に「皇太子、親ら肇めて憲法十七條作りたまふ」とあるその十七條憲法の条文中に、

一に曰はく、和なるを以て貴しとし、忤ふること無きを宗とせよ。人皆黨有り。亦達る者少し。是を以て、或いは君父に順はず。乍隣里に違ふ。然れども、上和ぎ下睦びて、事を論ふに諧ふときは、事理自づからに通ふ。何事か成らざる。

とあつて、「君父に順はず」・「上和ぎ下睦びて」とあり、

三に曰はく、詔を承りては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。天は覆ひ地は載す。四時順ひ行ひて、萬氣通ふこと得。地、天を覆はむとするときは、壞るることを致さむ。是を以て、君言たまふことをば、臣承る。上行ふときは下靡く。故、詔を承りては必ず慎め。謹ますは自づからに敗れなむ。

とあつて、「君をば天とす。臣をば地とす」・「君言たまふことをば臣承る」・「上行ふときは下靡く」とあり、

四に曰はく、群卿百寮、禮を以て本とせよ。其れ民を治むるが本、要す禮に在り。上禮なきときは、下齊らず。下禮無きときは、必ず罪有り。是を以て、群臣禮有るときは、位の次亂れず。百姓禮有るときは、國家自づからに治る。

とあつて、「上禮なきときは、下齊はず」とあり、

六に曰はく、惡を懲し善を勤むるは、古の良き典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匡せ。其

れ諂へつらひ詐あまく者ものは、國家あめりしたくがを覆おほす利とくき益えきなり、人民おほみたらを絶たつ鋒とき劍つるぎなり。亦また佞ねいみ媚こぶる者、上うへに對むかひては好このみて下したの過あやまりを説とき、下したに逢あひては上うへの失あやまちを誹そし謗しる。其これれ如此これらの人、皆みな君いさまに忠しやう無く、民おほみたらに仁めぐみ無し。是これれ大おほきなる亂みだれの本もとなり。

とあつて、「皆君に忠無く、民に仁無し」とあり、

十二とをあまりふたつに曰いはく、國くに・司つかさど・國くに造つく、百姓おほみたらに斂をまらざれ。國くにに二ふたりの君きみ非あらず。民おほみたらに兩ふたりの主あるじ無し。率くわい土ちの兆あき民みは、王きみを以もつて主あつとす。所よ任さる官つかさど司つかさどは、皆みな是これれ王きみの臣あつなり。何いかにぞ敢あへて公おほやけと、百姓おほみたらに賦をま斂らむ。

などとあつて、「國に二の君非ず。民に兩の主無し」とあり、一貫して、「君主と人民、主人と従者・上と下・親と子」という規範を強調していることよつて類推し、確認することができるのである。

## 五、おわりに

「一事二伝」といわれるけれど、歴史的事実としては、「片岡飢人説話」が存在したとしても、それは『日本書紀』の資料とした「原太子伝」なるものが存在したのかもしれないが、それは今のところ明らかではないのであるから、今必要なことは、『日本書紀』と『万葉集』のいずれが事実かという問題ではなく、つまり、歴史的事実を探索するのではなく、文芸として、『日本書紀』の文脈の中で、また、『万葉集』の世界の中の聖德皇子像を読みとることに意味があるのである。『日本書紀』の記述全体の中の「片岡飢人説話」における歌謡の意味を読みとることと、『万葉集』のなかで読みとることは次元がちがついてよいのである。『日本書紀』は、いかなる意図のもとに、何を読者に伝えようとして

いるのか、『万葉集』は、いかなる意図のもとに、何を歌いかけようとしているのか、をそれぞれの文脈の中で読みとることができればよいのである。歴史的事実は、歴史学の範囲のものであって、ここでは文芸的真相を、「もののあはれ」を読みとればよいはずなのであるといえよう。

『日本書紀』における「飢人」はイコール「聖者」であり、聖徳皇子もまた「聖者」であり、「あはれ」も、皇子の憐憫や慈悲心であり、親子・君臣・主従という縦社会における上下関係で捉え、上から下への支配であり、公的上位者の下位者に対する憐憫・慈悲の形で描かれているのにくらべ、『万葉集』では、「妹が手まかむ」というように、妹と背が互いに手枕まく一对の男女の愛の姿というまったく私的な男女関係の愛の営みの裡に捉えているのである。ここに、現身の人間としての「愛」の心が現われているのである。まさに、十七条憲法の第十に、

十に曰はく、忿とをいを絶こころのいかりち、瞋おもへりのいかりを棄すてて、人の違たがふことを怒いからざれ。人皆みな心有こころありり。心各執おのおのれること有り。彼是かれよすれば我われは非あず。我是われよすれば彼かれは非あず。我必わがず聖ひじりに非あず。彼必かれず愚おろかに非あず。共ともに是凡夫これたひとならくのみ。是よく非あぎ理ことわり、詎たか能よく定さだむべけむ。相共あひともに賢みかしく愚おろかなること、鏝みかの端か無なきが如ごとし。是こゝを以もて、彼人かれひと瞋いかると雖いふとも、還かへりて我われが失あままぢを恐おそれよ。我獨わがひとり得えたりと雖いふとも、衆もろに從したがひて同じく舉おこなへ。

と述べるように、「共に是凡夫」の視野の中にあるのである。

歴史書である『日本書紀』は、「君親の恩情」の線上にあり、

時の人、大きに異あびて曰はく、「聖の聖を知ること、其れ実まことなるかな」といひて、逾いよいよかしこまる。

と述べることによって、皇親の一員である皇子を聖者に祭り上げ、崇敬することに主眼があったのである。ちなみに、仏教説話集である『日本靈異記』は、『日本書紀』の聖者觀を踏まえながらも、「乞句人（＝自度僧の乞食行）」が「聖者の隱身」であり、

誠に知る、聖人は聖を知り、凡夫は知ら不<sup>ず</sup>。凡夫の肉眼には賤しき人と見え、聖人の通眼には隱身と見ゆと。斯れ奇<sup>め</sup>異<sup>ぢ</sup>シキ事なり。

と述べることによって、「奇異の事」として乞句人への尊崇を啓発するという宗教的信仰心に主眼がおかれているのである。そうした『日本書紀』・『日本靈異記』にくらべて、『万葉集』は、路傍の死人に対して、

家にあれば 妹が手まかむ 草枕 旅に臥せる この旅人あはれ

と、全くの凡愚凡俗の凡夫である行路死人への悲傷からの同情愛——あはれの愛——といったものが歌われているのである。ここに、「行路死人挽歌」の系譜上のある素朴な原型・祖型を認めることができるのである。

国家・皇室の正史である六国史の第一である『日本書紀』の権威と、勅撰和歌集の第一であった『古今和歌集』真名序の権威とによって、さらには、『七代記』ほか諸種の太子伝などの仏教寺院関係の宗教的信仰心によって、聖徳皇子を聖者として顕彰崇敬しようとする意図が丸見えであり、神異性の信仰化はゆるぎなく、継承されてきたのにくらべ、『万葉集』における死者を素朴にかなしみいたんであはれを感じている、凡愚そのものの人間としての皇子像は、故意に継承されることなく、『万葉集』のみに孤立したまま伝承されてきたのであろう。



注1 全注釈類に、「此哥彼片岡乃道人をふせる旅人あはれおやなしと讀給へるに同じ辭にや」(『万葉拾穂抄』)・「相似タル事ナリ」(『万葉代匠記』精撰本)・「飛鳥、藤原などの比の人の古への事になぞらへよみしものにて、必比命の比の調にあらず、されとかく侍れるもあるまゝに、此家集には書載し物ならん」(『万葉考』)・「ひとつ事ハ中略いろいろにいひつたへしものなるべし」(『万葉集槻乃落葉』)・「後に擬作れるものならん」(『万葉集略解』)・「人の作出たる歌なりつらむを、かの片岡の事実に、附会たるものなり」(『万葉集古義』)・「一事二伝」(窪田空穂『万葉集評釈』)・「伝誦の間に万葉の短歌形式になった」(澤瀉久孝『万葉集注釋』)・「この歌は、右の説話が伝わるにつれて短歌形式になったものを収めたのであろう」(小学館版日本古典文学全集本『万葉集』頭注) などとある。

2 『続日本紀』における「飢(饑)」・「飢民」の記録は頻出するが、さらに、平安遷都後の記録も『日本後紀』・『類聚国史』などに頻出する。

3 卷一・二には左注に、「古事記」・『日本書紀』との異同などを注記しているところが、卷一に十二カ所〔67 15 18 21 22 24 27 34 39 44 50〕、卷二に六カ所〔89 90 153 195 202〕の計十八カ所あるが、卷三には一カ所もない。当然、当面の「四一六」にも『日本書紀』との異同については注記されていない。

4 中世の諸書に『七代記』または『四天王寺障子伝』として知られているもので、今日、便宜的に『異本上宮太子伝』とか『広島本太子伝』などと称されている。『寧楽遺文』(下)所収の『七代記』に拠る。なお、『七代記』は『明一伝』(延暦十七(798)年に七十一歳で没した明一の著した太子伝)の写本もしくはダイジェスト版であるとする田中嗣人説(『聖徳太子信仰の成立』)を参照。

5 『上宮聖徳法皇帝説』中、

上宮<sup>ウヘノミヤ</sup>ノ<sup>ミコ</sup>薨<sup>シノ</sup>時<sup>トキ</sup>巨勢<sup>コセ</sup>三杖<sup>ミヅタ</sup>大夫<sup>オホウヂ</sup>歌<sup>ウタ</sup>

伊加留我乃止美能平何波乃多敷婆許和何於保支美乃彌奈和須良哉米  
美加彌乎須多婆佐美夜麻乃阿遲加氣爾比止乃麻乎之志和何於保支美波母  
伊加留我乃己能加支夜麻乃佐可留木乃蘇良奈留許等乎支美爾麻乎佐奈

とある三首の第一首目。この歌については、『倭歌作式』・『石見女式』にも同じく引用されている。

6 小学館版日本古典文学全集本『日本靈異記』解説(中田祝夫)に、

上巻四話は聖徳太子が片岡山で飢えた乞食に出会う、きわめて著名な説話である。「鰯<sup>いわし</sup>の富の小川の絶えばこそわが大君の御名忘られぬ」の歌は、類歌が『上宮聖徳法王帝説』に収められている。巨勢三杖が太子の死をいたんで詠んだ歌となっている。おそらくそれが史実に近いものであったに違いない。そしてどの時点でこの歌が史実から離れて、自由に『靈異記』に挿入されたのか、靈異記説話がいつ形成されたのかは不明であるが、この歌を中心に靈異記説話を検討してみると、それは、『日本書紀』『万葉集』『七代記』などとは別の自由な伝承であると判断される。しかるに地名の記述の方は「岡本の村の法林寺の東北の角に有る守部

山」と詳細であり、単なる伝承ではなく、何らかの史料によっているのではないかと考えさせられるとある。

7 都倉義孝「聖徳太子伝(上4)」(山路平四郎・国東文麿編『日本靈異記』)に、

『靈異記』の「乞匄人」は、片岡山飢者説話の伝統の中でも孤立した存在である。『紀』は言うまでもなく、以後『補闕記』『伝暦』『三玉拾詞』『拾遺集』『往生極楽記』『今昔』と、すべて「飢(餓)ゑたる人(飢人)」なのである。「乞匄人」の設定は、乞食ニ自度僧礼讃の独自性に発したものであり、同時に『靈異記』の説教へ強い指向性を示すものであろうとあるのが参考となる。

8 田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』に、

古文獻の中から調使(太子に仕えた)と伝承される舎人調使麻呂の出た氏族。漢人系帰化氏族)・膳かしでのおま臣(太子妃善岐々美耶女の出た氏族)の二家記を採し当て、これに拠って委曲を尽した太子伝を編述したことが判る。

とあり、なお、新川登亀男『上宮聖徳太子伝補闕記の研究』を参照。

9 頭昭『古今集序註』に拠ると、この歌を短歌形態としたのは俊頼が最初だとしているが、『俊頼髓腦』の成立は、天永二(111)年から永久二(114)年の間とされるのに対して、寛弘二(105)年から四(107)年の間に成立した『拾遺和歌集』に既に短歌形式の間答体となっている。

10 小学館版日本古典文学全集本『日本靈異記』頭注(上巻第四話)に、

注目すべきは、飢人を文珠の化身とする『倭歌作式』『石見女式』『奥鏡抄』序の諸書である。両歌の応酬も、『俊頼髓腦』では救世観音の化身である太子と文珠、『袋草紙』巻上では救世観音と文珠の化身である達磨、『野守鏡』巻下では太子と達磨、『沙石集』巻五末では観音の化身としての太子と達磨との間で行なわれているとある。

11 高壮至「上代傳承試論―聖徳太子片岡説話をめぐって―」(『萬葉』53号、昭和三十九年十月)がある。

12 『日本書紀』における「飢者」と『日本靈異記』における「乞匄人」とを比較論及したものに、注7がある。

補注 飢人を素材とした文芸を考察することについて、「朝日新聞」に連載中の、ドナルド・キーン「百代の過客―日記にみる日本人」(金関寿夫・訳)の「第一四四回」(昭和五十九年二月二日朝刊)に、

この旅での最初の出来事は、富士川で起こっている。「富士川のはとりを行に、三つ計(ばかり)なる捨子の哀げに泣有。この川の早瀬にかけて(投げ込んで)、(自分たちだけで)うき世の波をしのごにたえず、露計の命待(まつ)まど捨置けむ。小萩がもとの秋の風、こよひやちるらん、あすやしほれんと、袂より喰物なげとを(ほ)るに」。そして俳句、「猿を聞人(きくひと)捨子に秋の風いかに」が続いている。

中国の詩人にとつては、猿の鳴き声を聞いた時、哀切の情を表現するのが常套（じょうとう）であつた。芭蕉はこの句で、そのような悲しみなど、親に捨てられた子を目にして感じる哀切とは、比べものにもならぬ、と言ひたかつたのである。現代の読者なら、みなこれに同感するであらう。しかし芭蕉が、なぜその子に、持ち合わせの食物を投げ与えただけであつたのか、はなはだ理解に苦しむのである。なぜ彼はその子を抱き上げ、誰か世話をしてくれる人のいるところまで連れていかなかつたのであらう？

学者はこれに、さまざまな答えを出している。ある学者は、芭蕉の時代には、今よりは道端に捨て子を見ることがはるかに多かつたのだ、と指摘する。また他の学者は、芸術神への芭蕉の奉身が、彼をして世の常の人間の義務を放棄せしめたのだ、と説明する。さらに別の学者は、このエピソードは全くの作り話、「旅に死す」というこの日記の主題を強調するため、作者が挿入したものだと言張する。しかしどのように説明しようと、それは芭蕉と私たちとの間に、一つの越えがたい障壁を打ち立てる。彼を知悉（ちしつ）していながら、突如として私たちは、捨て子の死に対する彼の不可解な態度に遭遇し、狼狽（ろうばい）するのである。

終戦の直後、一九四五年の秋のことである。私はたまたま、中国は山東省、濟南にいた。ある中国の将校と昼食を共にするべく、私は彼と道を歩いていた。その時道端に、十二位の少年が横たわつているのに気がついた。不思議とは思つたが、私はなにも言わなかつた。昼食後、私たちはまた同じ所を通つた。少年はまだそこに寝ていた。見ると今度は、彼の顔には、蠅（はえ）が一杯たかつているではないか。「死んでるよ」と、私は恐怖の叫びをあげた。「そうですね」と、将校は事もなげに答えた。もしこのような光景を、この中国の将校と同じ位頻繁に見たならば、私といえども、子供の「野ざらし」にも、もつと馴（な）れてくるのだらうか？

芭蕉の態度にショックを受けること自体、私たちが、彼を三世紀前の異邦人としては考えず、私たちの心にもつと近く、肝胆共に照らし合ひたい人物と考えていることの証拠なのである。

とあることを、日本文学全史の視野からと、読者のよりよい読解・鑑賞の参考のために、補注とする。